

令和 8 年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和 8 年 3 月 11 日（水）
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 令和 8 年 3 月 11 日 午前 11 時 32 分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
 1. 付託案件
 - 議案第 21 号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 25 号 可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 28 号 市道路線の認定について
 2. 事前質疑
 - (1) 運動公園整備事業について
 - (2) 多文化共生推進日本人市民の意識調査の実施状況について
 3. 出資法人の経営状況説明書について（報告）
 - (1) 公益財団法人可児市体育連盟
 - (2) 公益財団法人可児市文化芸術振興財団
 4. 報告事項
 - (1) 「可児市下水道事業の適正な使用料について」の答申について
 - (2) 可児市下水道事業経営戦略の改定について
 - (3) 一般廃棄物処理基本計画答申結果報告
 - (4) 可児市景観計画の一部改訂について
 - (5) 可児都市計画公園の変更について
 - (6) 新たなラッピングのさつきバスについて
 - (7) リニア中央新幹線建設事業の進捗状況
 - (8) 市原産業スポーツフィールドのオープニングイベントについて
 - (9) 運動公園の整備に伴う桜の伐採について
 5. 協議事項
 - (1) 視察報告書について
5. 出席委員 （8 名）

委 員 長	山 田 喜 弘	副 委 員 長	前 川 一 平
委 員	伊 藤 健 二	委 員	川 上 文 浩
委 員	酒 井 正 司	委 員	澤 野 伸
委 員	伊 藤 壽	委 員	奥 村 新 五

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市民文化部長	小池 祐 功	建設部長	中井 克 裕
水道部長	松本 幸太郎	地域協働課長	田島 純 平
文化スポーツ課長	藤本 里 美	環境課長	水野 正 貴
都市計画課長	柴山 正 晴	建築指導課長	今井 亨 紀
管理用地課長	原 文 政	下水道課長	千田 泰 弘
上下水道料金課長	松岡 智 之	秘書政策課	荻 曾 英 勝

8. 参考人

公益財団法人可児市体育連盟	事務局長	小林元尚
公益財団法人可児市文化芸術振興財団	事務局長	各務則行

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木 賢 司	議会総務課長	平 田 祐 二
議会事務局 書 記	今 枝 明日香	議会事務局 書 記	奥 村 晴 日

○委員長（山田喜弘君） ただいまから建設市民委員会を開会します。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いします。

初めに、1. 付託案件、議案第21号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を求めます。

執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（今井亨紀君） 議案第21号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてに関して説明いたします。

議会資料1の議案書については63ページから73ページ、議案資料の6、提出議案説明書については4ページから5ページで、今回の建設市民委員会の資料は2ページから3ページとなります。説明は委員会資料に沿って説明をいたします。

2ページをお願いします。

初めに、1. 条例改正の理由といたしまして、今般、岐阜県において各種行政手続に係る事務手数料の見直しがあり、議案で上程いたしましたとおり、都市計画法及び建築基準法の規定に基づいて既になされた許可、確認等または届出、検査に関する証明書の交付、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の認定審査の手数料について、岐阜県土木関係手数料徴収条例の改正がなされることとなりました。

本市においては、都市計画法の開発許可の許認可事務は県からの権限移譲による委任事務であること及び建築基準法第97条の2による建築主事を設置し、同法第2条第1項第35号に基づく限定特定行政庁の事務を担っており、長期優良住宅の普及の促進に関する法律においても同法第2条第6項により建築基準法の特定行政庁が所管の行政庁となっております。

岐阜県とは、対象開発区域面積や建築物の用途や構造、規模による違いがあるものの、執行する事務自体は岐阜県と同様の事務であることから、岐阜県と同額の手数料とすることといたします。

次に、2. 改正内容ですが、手数料の額の改正で、議案にありますとおり、新旧対照表を委員会資料3ページの別紙、新旧対照一覧表にまとめておりますので、こちらのほうを御覧ください。

こちらのまず一番上の表1、当該条例の別表第5項、都市計画法の証明書の交付及び表2、別表第6項、建築基準法の証明書の交付については、現行の350円から50円増額の400円。表3から表5までの別表第11項、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の各種認定審査の事務については、表3が新築の場合、表4が増改築の場合、表5が維持保全計画の場合で、それぞれ当初認定審査、変更認定審査を示しており、表の右側に記載のとおり数百円から数万円の増額となっております。

また、今回内容に変更のない改正で、一部別表中の軽微な文言の修正や、別表と備考欄の

引用項や略称表現の修正等の読み方が混同しないよう、所要の修正を併せて行っております。

次に、3. 条例改正の緊急性についてですが、改正岐阜県土木関係手数料徴収条例が令和8年4月1日の施行であることから、本市においても同日施行としております。

また、今回改正の長期優良住宅の認定申請については、年間件数100件以上の申請である事務であることから、事前に手数料額の変更予定であることを市ホームページ及び窓口において周知をしております。

議決後、手数料額を公表してお知らせをさせていただく予定です。

最後に、4. その他といたしまして、岐阜県内の特定行政庁である岐阜県岐阜市、大垣市、各務原市及び限定特定行政庁である高山市、多治見市、それぞれ都市計画法の権限移譲による事務委任を受けている市においても、今3月議会ないしは6月議会において上程する予定であることを申し添えます。

私からの説明は以上です。

○委員長（山田喜弘君） これより議案第21号に対する質疑を行います。

質疑はありますでしょうか。

○委員（川上文浩君） 単純なことで申し訳ないんですけども、改正される金額の率ですよね。率が一律ではなくばらばらということになっていきますけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

○建築指導課長（今井亨紀君） 基本的には県の手数料額に沿っているわけですけども、県の担当課に聞いた話でいきますと、今回、岐阜県がこの改正をするに当たって、今の物価高騰によるものに対して、現在のもので換算したときに、全体の5%ぐらい上がってくるものについては上げましょうというふうなことでやっておられるようですので、計算上こういったことになっているんですけども、そんなような根拠的な考え方というものはございます。

○委員（川上文浩君） 県が示されたということなんで分かりました。それで結構です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに。

○委員（伊藤 壽君） それでは、岐阜県の条例が4月1日から施行ということで改正されるということですが、もう少し、可児市も権限移譲を受けているんで、この条例の手数料ですか、手数料条例を県に合わせて改正するということでしたけど、もう少し県と可児市の違いですかね、岐阜県条例ですと岐阜県一律にかかってくると思うんですけど、その権限移譲という面とその条例との関係ですね、その辺りもう少し説明していただけないでしょうか。

○建築指導課長（今井亨紀君） 1つ例を挙げますと、可児市内で建築物を建築する場合に、今、いわゆる岐阜県が所管する建築物の規模と高さとか、床面積ということがあるんですけども、その中で今回、特に県と同じという意味でいきますと、可児市で例えば長期優良住宅の認定を受けたいと。鉄骨造の2階建てを造る人と、木造の2階建てを造る人は、基本的には一緒のほうが良いということになりますので、例を挙げると、鉄骨2階建てだと県の所管になります。木造2階建てだと市の所管になりますので、そこで今回改正を行わない場合でいきますと、県のほうが高くて市のほうが安いという、ちょっと不均衡な状態になります

ので、過去の当課の手数料条例の改正においては、基本的にはその考え方がまずあって、今回は法律の改正とか云々ということではないんですけれども、基本的にはそういう考えがあるという違いというか、実情があるということになります。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないので、それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論はありませんので、討論を終了します。

これより、議案第21号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○下水道課長（千田泰弘君） よろしく申し上げます。

議案第25号 可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

資料番号1の議案書は84ページになります。資料番号6の議案説明書は6ページです。

議案説明書の6ページをお願いします。

今回の改正の趣旨でございますが、下水道法に基づく可児市流域関連公共下水道事業計画の変更に伴い改正するもの及び地方自治法の改正に伴い改正するものでございます。

内容につきましては、資料番号1の議案書の84ページをお願いします。

第2条第3項の中の(2)計画処理人口、(3)計画処理区域面積、(4)計画1日最大処理水量をそれぞれ変更しております。

具体的な数値としましては、計画処理人口9万3,430人から9万310人、計画処理区域面積2,868.1ヘクタールから2,861.8ヘクタール、計画1日最大処理水量4万4,905立方メートルから4万2,210立方メートルへとそれぞれ改正をしております。

続いて、第5条でございます。

こちらについては、地方自治法第243条の2の8の部分のところを243条の2の9に条項を1つずらしております。これは、令和6年6月26日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律により、第243条の2の7の条項が新しく制定されたことによる条ずれでございます。

ます。

この条例の施行日は、令和8年4月1日です。ただし、第5条の改正規定は令和8年9月24日です。この9月24日というのは、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年6月26日に公布されたときに、施行日は2年6か月を超えない範囲内において政令で定めるとそのときとされておりまして。その後、令和7年11月28日に施行日を令和8年9月24日とすることが公布されましたので、この日となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） これより議案第25号に対する質疑を行います。

○委員（伊藤 壽君） それでは、計画処理区域面積が減っているというのは、具体的にはどこに当たりますかね。かなりの面積になりますか。

○下水道課長（千田泰弘君） 具体的な場所と申しますと、桜ヶ丘の団地と皐ヶ丘の団地がございます。その北側といいますか、県道多治見八百津線のほうの緑地のり面の部分を、今回、今後宅地化されることはないであろうということで、その部分を削除しております。その部分が6ヘクタールほどの削除した数値になっています。

○委員（伊藤 壽君） すみません。人が住んでいないところの面積を減らすということなんですが、そうすると計画処理人口、これも減っていますが、これと、それから最大処理水量ですか。人が住んでいないところで面積を減らし、処理人口も減ってくるというのは、これはどういう根拠によるのでしょうか。

○下水道課長（千田泰弘君） 計画の1日最大処理水量というのは、委員言われるように処理人口と密接にリンクしております。当然、計画処理人口が減れば、その分だけ汚水量は減ってくるわけなんですけれども、その積み上げの仕方がございまして、下水の汚水量については5つに分類されております。生活汚水量、営業汚水量、あと地下水と、あと官公の汚水量、あと工場による汚水量というので5つに分類されております。

その中で、それぞれ原単位というものが計画で示されてございまして、生活汚水量については、人口1人当たり1日320リットルと、あと営業汚水量については1日当たり65リットル、あと地下水については1日当たり75リットルというふうに、計画の中で原単位が決まっております。それに掛けること9万310人、今回変更する人数ですね。そちらを掛けると汚水量が出てまいります。それプラス、今でいう官公の汚水量と工場から出る汚水量、全てを網羅して積み上げてきた数字が今回変更させていただく4万2,210立方メートルというような計算になってまいります。

人口と汚水量の関係というのはそういう感じで算出のほうをしています。

ですので、実際、緑地のり面を削ったからといって、直接その部分での人口、汚水量というのは変更はないんですけれども、今後そこは下水道区域から外れますので、整備はしなくてもよくなるというようなことでございます。

説明は以上です。

○委員（伊藤 壽君） すみません、それで計画処理人口ですね。これが減るといのはどう

いった要素でしょうか。

○下水道課長（千田泰弘君） 計画の人口ですけれども。こちらは国立社会保障・人口問題研究所というところが日本の地域別将来推計人口というものを公表しております。そちらのほうの人口を採用して、可児市のところはこの9万310人だというふうに公表されておりますので、その数値を採用しております。

これは上位計画であります木曾川右岸流域下水道事業、こちらのほうも同じ数値を使っておりますので、岐阜県と可児市、同じような人口推計でやっていますよということでございます。

説明は以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もありませんので、討論を終了します。

これより、議案第25号 可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 市道路線の認定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○管理用地課長（原文政君） よろしく申し上げます。

議案第28号 市道路線の認定について御説明いたします。

資料番号1、議案書90ページ、資料番号6、提出議案説明書7ページ、併せて資料番号7の市道路線の認定（位置図）その1を御覧ください。

場所は、桂ヶ丘の南東に位置し、宅地分譲開発によって造られました5路線の道路です。

市への帰属並びに管理移管は完了しており、5路線は相互接続により開発地内を回遊でき、最終的に主要地方道多治見白川線に通り抜けが可能となっている道路でありますので、市道2502号線、市道2503号線、市道2504号線、市道2505号線、市道2506号線として新たに市道認定し管理するものです。

起終点は、5路線全て大森字奥山となります。

続きまして、資料番号7、市道路線の認定（位置図）その2を御覧ください。

場所は花軒公民館の南東に位置し、こちらも宅地分譲開発によって造られた道路です。

市への帰属並びに管理移管は完了しており、起点は県道可児川停車場日本ライン公園線、終点は市道6060号線に接続し、通り抜けができる道路であることから、新たに6154号線とし認定し、管理するものです。

起終点は、ともに土田字大道となります。

以上の路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき上程をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） これより議案第28号に対する質疑を行います。

○委員（澤野 伸君） ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、ごめんなさい、市道6154号線、土田のやつですけど、市道何号線にくっつくと言いましたっけ。これ農道じゃなかったかなと思ったんですが。

○管理用地課長（原 文政君） こちらの道路につきましては、市道6060号線になっております。

○委員（澤野 伸君） ごめんなさい、ちょっと教えてください。その6060号線って、どこからどこまでですか。

○管理用地課長（原 文政君） こちらのほうなんですけど、ちょっと図面を見ていただきますと、ちょうどこちらの道路から斜め左に行っていただくと、3路線にまたがるようなところがあります。こちらのほうから、そこが起点となりまして、最終的にはとうのう病院の裏をずうっと抜けていった最終が終点となります。

○委員（伊藤健二君） 同じく6154号線、土田ですが、今、冒頭、澤野委員からも疑問視されたように、見るからに農道なんですよね。6060号線も今度新たに認定しようとしている6154号線もそうですが、両脇に草があり、排水路があるかないか分からないような状態で、軽自動車2台擦れ違うのがやっとかどうかというところなんですけど、市道認定をして住宅・宅地開発を進めさせるというのは、必要な行政上の措置であろうとは理解しますが、道路整備についてどういう計画になっていくのか、答えられれば答えていただきたい。あまりにも今現状がお粗末過ぎるので。

○管理用地課長（原 文政君） 道路整備自体に関しては、管理用地課のほうではお答えはできないですが、現状としてこの道路、とうのう病院の裏に関しては7メートルちょっとの広い道路、狭いところでいいますと、道路幅員としては2.4メートルと、委員が言われるように狭い道路となっております。

ただ、こちらのほう、将来的に近くに都計道も通る予定というか、構想路線でありますので、そういったことも含めると、こちらのほうまだまだ開発の余地が非常にあります。開発をやることによって4メートル道路になっていくということも含めまして、今回6154号線に関しては市道認定させていただいたという経緯があります。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

討論もございませんので、討論を終了します。

これより議案第28号 市道路線の認定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと、そのようにさせていただきます。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時57分

○委員長（山田喜弘君） それでは、1時前ですけれども、会議を再開します。

続きまして、2. 事前質疑(1)運動公園整備事業についてを議題とします。

提出者の澤野伸委員に説明をお願いいたします。

○委員（澤野 伸君） 運動公園整備事業についてお願いいたします。

いよいよ市原産業スポーツフィールドがオープンする。新年度予算に、臨時駐車場を含む整備費が計上された。

図面を含む具体的な内容について、サブグラウンドの利用について、周辺道路の付け替え、改良工事などの予定はということをお願いいたします。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して、執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 資料は5ページの平面図を御覧ください。

令和8年度予算で計上いたしました運動公園整備工事費2億5,700万円につきましては、平面図の真ん中辺りの位置になりますが、下流域にある排水施設の負担を軽減するために設置する調整池の工事の費用となります。

資料は次のページをお願いします。

調整池はコンクリート製で、中央の真ん中のところにあります断面図のとおり、逆T字式擁壁で周囲を取り囲む構造となっております。調整池の池の底も鉄筋のコンクリートスラブで築造することになっております。

続きまして、戻って5ページの平面図を御覧ください。

サブグラウンドの利用についてですが、広さが約6,000平方メートルある多目的広場として整備いたしますので、カヤバスタジアムや市原産業スポーツフィールドで開催されるスポーツ大会のアップのためのサブグラウンドとしても利用いただけたと考えております。

また、令和9年度に駐車場や多目的広場の整備工事を予定しておりますが、周辺道路の付け替え等の予定はございません。以上です。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して、質疑はございますか。

○委員（澤野 伸君） 農業大学校から進入してくるようなルートというのは、道路的には全く変えていないというか、どういう入り口、これは農業大学校のほうから回ってこれる道があるんですが、これは擦り付けで入ってこれるというふうになるんですか。裏からという言い方はおかしいですけど、北から。お願いします。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） オレンジ色というか、赤色のものが歩道になるんですけども、北側のところにちょっと細い道があるんですが、そのことかと思いますが、そこは車ではなくて歩行者が入れるというぐらいの予定でございます。

〔発言する者あり〕

○委員長（山田喜弘君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時00分

再開 午後1時03分

○委員長（山田喜弘君） 会議を再開します。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） すみません。場所を確認いたしました。

こちら側からは車の乗り入れといいますか、工事の予定は今のところしておりません。

○委員（澤野 伸君） 本来バイパスから、カヤバスタジアム等々のこの運動施設に外から来てもらうお客さんに分かりやすくするには、多治見から可児に入ってくるバイパスのほうから道路をつけたりとかいうことをどうだという話がずうっと前からあるんですけども、またこの交差点改良をして直進の道路を1回止めていますよね。下のところの坂戸の交差点から真っすぐ上がってこれる道も止めてあるんですけども、そういった全体的な道路計画なんかも、こういうものを造るときには併せてやるのが通常なんですけど、そういった議論というのはあったかどうか、ちょっと教えてください。本来あるべきだと思っているんで。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 運動公園の整備に合わせましてメインルート、この運動公園に行く主要道路というものを可児高校のカヤバスタジアムから上ってくるところをという、そこをメイン道路にするということで整備したということで検討した……。

○市民文化部長（小池祐功君） こういった大規模の運動公園等々を整備するときに、やはりアプローチというのはいろんな方面から考えるとは思いますが、それがあまり四方八方から入れるようなところだと、その交通量のコントロールができないということで、今回の運動公園についてはカヤバスタジアムから入ってくる道路がメインになって、その後に大きい道路が坂戸に抜けていく道路というようになっているかと思うんですけど、

そんなところでの全体計画をしているので、全くアプローチ道路の比較検討をせずにこの運動公園だけを設計したということはありません。

○委員（澤野 伸君） といいます、谷迫間からこの道が生きておるんですよ。ここからも進入して、そうするとこれは抜けられるんですよ。逆に抜け道を造っておいたほうが混雑はしないはずなんです。こっちに抜ける道が弱いもので、谷迫間のほうに抜ける道が弱いので渋滞を起こすんです。現状そうです。

いわゆる坂戸の交差点から上がってきて、農業大学のほうから回ってこちらが繋がれば、こちらというのは谷迫間方面ですね、ここを抜けると谷迫間に下りてくる道で、こちらがバイパスになるので、この道が生きているはずなんです、住宅開発のときに。こことアプローチをつながなかったのはなぜかとも思うし、今おっしゃったような渋滞解消等々を考えるのであれば、もう少しやはり一体型で抜けられるようにしておかないと、これはUターンして戻ってくるんですよ。そうすると、すごくこれは道路事情としてはあまりよろしくない。

突き当たりに施設があって行きと帰りが交通渋滞を起こすという状況が多々見受けられているので、そういう部分で全く考慮していないというのが1つあるのと、もう少し道路事情についても、今後の検討でも構いませんが、もう少し、これだけ多くの方がここに集約してくると絶対パンクするというおそれがあります。これはもう今現状でさえなっているので、あとこちらにも住宅団地が広がっていて、そちらに御迷惑をかけるわけにもいかないというところもあるかもしれませんが、やはりその道路の形態という流し方も含めて、大きなイベントをやったときにこれだけの駐車量を抱えるとなると、非常に危険性があるというふうに判断するんですけれども、その辺を踏まえての検討というのはどうでしょうか。

○市民文化部長（小池祐功君） 今、委員が言われた部分につきまして、ちょっと手持ちの資料がないので、何ともここで即答というのはできかねますが、先ほど言いましたようにそういった誘導交通計画みたいなやつを全くゼロにして詳細計画をするということは、多分、私の経験上はあり得ないと思うので、一度どういった誘導交通計画を立てて、こういったアプローチ道路の整備に至ったかというところを、後から答えさせていただくということによろしいですかね。

○委員（澤野 伸君） ぜひお願いします。

では、それはそれで後ほどということで、また伺わせていただきます。

多目的広場についてですけれども、非常にこれはありがたいなというところ、また各競技者団体においてもこういったところがいただきたいという要望が大分強かったと思います。

このグラウンド周辺にいわゆるネット、防球ネット等々は一切造らないということですか。図面上に出ていないんですが。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 周辺にフェンスは設置しますが、ネットは設置しないということで予定しています。

○委員（澤野 伸君） フェンスというのが、いわゆる落下防止のフェンスという意味合いですよ。いわゆる防球ネットというものは全く設計に入れられないのでしょうか。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 防球ネットは設置の予定はございません。

ボールを使ったものについては特に今のところ想定しておらず、走ったりですとか、簡単に多少のキャッチボールぐらいならできるかなとは思いますが、ちょっと高い位置までの防球ネットというのは今のところ予定しておりません。

○委員（澤野 伸君） じゃあ、いわゆるそのルール化というか、そこでアップ程度でしか利用できませんよというような利用形態にする、ルール上そうするということになる、いわゆる予約をして使うような場所ではないという判断ですか。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 今のところ、利用料金を設定して貸し出すというような想定はしておりませんので、ふだんは自由に多目的に御利用いただくということを想定しておりまして、何らかの大会のときに占有して使いたいという場合は別に調整して、話し合いで申し込んでいただいてということをご予定しております。

○委員（澤野 伸君） 例えばですけども、その占有して、その団体が自ら防球ネットを張って、学童レベルでの例えば野球のゲームをするとか、そういったことは可能なんですか。イメージ的には取れそうな感じなので。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 面積的には広い場所でございますので、いろんな利用ができるというふうに私どもも想定しているところですので、いろんな方から提案いただければいいかなとは思いますが、ネットについても簡易なもので設置して、その後原状復帰ができるようなものであればいいんじゃないかなとは思いますが、ちょっとそちらについても事前に打合せしてということになりますので、ちょっとこの後、また具体的に打合せしてまいりたいと思います。

○委員（澤野 伸君） 分かりました。

あと、駐車場の件ですけども、この擦りつけ道路での高低差というのはどの程度までこれはかさ上げしていくんですか。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 今の道路よりも結構低い位置、下がるような状況になっているんですが、市原産業スポーツフィールドを整備したときに土が出ておりますし、今度8年度に調整池の工事をやるときにまた掘りますので、その辺りの土を駐車場に整備というかならしますので、擦りつけ道路に大分近く上がってくるんですけども、ちょっと数字的に何メートルまで来るかというのは、今持ち合わせがないものですから分かりませんが、まだ多少下がるんですけども、平地にはなりません、擦りつけ道路から降りるような形にはなるんですけど、今ちょっと数字は持ち合わせがございませんが、今現状よりは上がります。

○市民文化部長（小池祐功君） 今図面を見ていただくと分かりますけれど、今の側道から入る部分のところに測量点がありますが、それが高さが多分これは113.13になっていまして、112.15なので、今は多分1メートルより下がっている状態かと思っておりますけれど、それが残土等の有効利用で上げて擦りつけるというような状態だと思いますが。

少し下がって入っていくという意味ですね。

○委員（澤野 伸君） これは面積が広いのであれなんですが、ある程度想像していたのは、もうちょっとフラットに来る図面を想像していて、道路まで擦りつけを上げていく想像をしていたんですが、ちょっとこれは1メートルぐらい下がっているんですね。なので、形状としては今とあんまり変わらないというか、今はすごく下がっていますけれど、ちょっともったいないかなと思ってなんですが、これは何か理由があってこういうふうになったんですかね。

○市民文化部長（小池祐功君） 今ちょっとここでは分かりかねますが、考えられるには、残土の有効利用と、あとそれ以上に新たに地盤を上げようとする客土、新しい購入土を入れていくという必要性が出てくるので、その辺りの土の調整でこの案が決まってきたのかなということは予想されますが、それもちょうとどういう設計計画があったのかを後で確かめてお知らせするというところでよろしいでしょうか。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はありますか。

○委員（川上文浩君） 先ほどから、通常の利用時の道路のアクセスとかそういう話だったんですけど、ここは御存じのように国からの交付金をもらって災害の拠点として整備されているところなので、基本的には広域避難所、それから支援物資の集積場ですよ。あとは救護とかそういったものの拠点になるということなので、そこから見ても、どうもやはり美里ヶ丘からの入り口、それから谷迫間からのちょっと狭い入り口、メインの道路ということ考えると、少しそういった広域的な大都市圏の後方基地とすると、道路アクセスが非常にその面からすごく弱いかなという。

そうなってきたときに、相当な大型車両が自衛隊等含めて入ってくるということも想像できるので、そこは担当が違いますが、防災安全課とかそういったところとよく相談されて、ちょっと周辺の道路整備というものは本当に真剣に考えたほうがいいんじゃないかなと。

ただ本当にその運動公園を利用されるだけの意味じゃないのでね、これだけのもので国からの補助金が入って造ったものなので、そういう意味でもよくよく検討されないと、今メインが1本で、あそこで何かあって土砂崩れが起きちゃって、カヤバスタジアムのところの斜面、結構急斜面があるじゃないですか。通れなくなったといったときに、もともとそういう目的で整備されたところに自衛隊車両が入れないとか、あそこはたしかこれからエアポートをやると言っていたかな。ヘリコプターがどうのこうのというのはまだちょっと理解していませんけれども、入れることを整備するというのは、今緑の丘のほうに云々ということもあるんですけど、やっぱりそういうものをよくよく考えてやっておかないと、それ見たことかと言われると思いますよ。ちゃんとやっておかないと、そこは。

その機能をまず最優先として果たすことをしておかないと、通常のことでも大事なんですけども、やはりいざというときに機能しなかったでは、ちょっとお粗末な結果になりかねないので、そここのところをよく一度見直すなり何なり、動線を考えるとかをしておかないと、一番肝腎な機能がいざというときに機能しなかったというのは非常に残念な結果になるので、ちょっと気をつけていただきたいなというふうに思います。

○市民文化部長（小池祐功君）　ここは防災公園としての補助採択もいただいていますので、多分その辺りの誘導計画なども補助の採択基準にはなってくる中で、その辺の基準のクリアも多分行っているというようなことは考えられますが、何分、今の川上委員の言われたところを含めて一遍お答えをするというところで、今ちょっと手元に資料がないので何とも答えることができませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（山田喜弘君）　その答えはいつになりますか。

○市民文化部長（小池祐功君）　どういう形で表現したほうがいいですかね。

文書でのほうでいいのか、また集まっていたいただいて答えるのがいいのか。それか、今日終わりがけぐらいまでにちょっとまとめて答えたほうがいいのか。

○委員（川上文浩君）　私のやつはそんな簡単に出ないと思うので、よく調べてもらって。

〔「別日でもいいですよ」の声あり〕

僕のやつはね。

要は、いざというときの防災の拠点基地として、災害発災時の拠点としてこの道路で、当然それはクリアしていると思いますよ、補助金がついているんだから。だけれども、本来それでいいのかという、それだけで本当に大丈夫なんですかという、そこまで考えていますか。例えば、さっき言ったような道路が遮断された場合に、じゃあどうやってとか、そういったところも少し考えられたほうがいいんじゃないですかということなので、それは早急にということじゃないもんですから、その辺も含めてということをお願いしたいなと思います。

○市民文化部長（小池祐功君）　それでは、まず現時点での設計思想というのがどこまでされているかというのを確認して、それより超える部分についてどういうふうに対応していくかというようなところも含めて、時間をいただいて検討するというところでよろしいですか。

○委員長（山田喜弘君）　後日報告をもらうという形でよろしいですか。

ほかに。

○委員（澤野 伸君）　すみません、新しく予算化もしている体育施設照明LED化工事も新年度計上されているんですが、ここの周りのいわゆる街灯なんかも完全LEDで進めるということが1点と、全体的にそういう部分で、今LED化というところを全体で全て持っていくということであれば、隣のカヤバスタジアムもそういった概念で全部持っていくおつもりなのか、ちょっと全体構造って教えてもらえたらうれしいですが。LED化について。

○文化スポーツ課長（藤本里美君）　新たに駐車場に設置する照明、今回のこれからの工事についてはLEDの照明の予定ですが、カヤバスタジアムのLED化につきましては、今後の、また今年度は予算を出しておりますが、整備の中で計画しております。

今年度に出した、内野席の屋根設置の工事をやるときに併せてやるですとか、なるべく…

…。

〔発言する者あり〕

時期としては、内野席の屋根の実設計を令和8年度にして、もし工事になった場合に併せてやるなど、ほかの整備工事をするときの同じタイミングでLED化照明の工事を併せる

ですとか、ちょっと今後スタジアムの照明についてもLED化計画をしていく予定ですので、スタジアムの今後の計画と併せて計画を検討してまいります。

○委員（澤野 伸君） 球場の周辺をウォーキングしてもらおうと、もろもろのことも含めて僕は言ったんだけど、球場も今御発言があったんだけど、これは球場の中のいわゆる工事については、LED化は入っていなかったはずなんです、屋根の改修は屋根の改修で。もし球場の電器を替えるとなると、ナイター設備のあれも含まれてきちゃうんですけど、それも計画に入れるんですか。屋根と照明のあれは全く違いますよね。

今の御説明だと、それに併せてという、これは球場のナイター設備もLED化しようと思うとちょっと物すごい話なんですけれど、それもお考えになるということでもいいでしょうか。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 照明のLED化については、今年度、テニスコートのほうは出しているんですけども、あとカヤバスタジアムの照明がまだLED化になっていませんので、それはちょっとまた検討していかなきゃいけないものですから、そちらをもし工事するとなると、ほかの工事と一緒に併せてやるなど、なるべくスタジアムの閉鎖期間といえますか、利用者への負担、影響をなるべく少ないような形で期間というのは検討してまいりたいということでございます。期間がいつやるかというような話、計画です。

○委員（澤野 伸君） そうすると、スタジアムのナイター照明も含めて、あと周辺のウォーキングしていただくところの照明施設等々も、全てこれはLED化にするということでもいいんですね、結論的には。

ここ二、三年でもうそれは完了させたいという意向ということでもいいんですか。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） ちょっとカヤバスタジアムの周辺の照明は、私、今持ち合わせがないものですから、そこも含めて後で回答させていただきます。

○委員長（山田喜弘君） いいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

次に、(2)多文化共生推進日本人市民の意識調査の実施状況についてを議題とします。

提出者の前川一平委員に説明をお願いします。

○副委員長（前川一平君） 来年度、令和8年度にまた外国人市民の意識調査の実施予定をされていると思いますが、多文化共生を真に推進するためには、外国籍市民側の実態把握だけではなくて、日本人市民側の受入れ意識とか不安の有無等の把握も必要ではないかと考えます。

現在、本市において、日本人市民を対象とした多文化共生に関する意識調査などは実施されてみえますか。また、未実施である場合、今後実施する考えがあるかをお伺いしたいです。お願いします。

○地域協働課長（田島純平君） ただいまの質疑についてお答えいたします。

本市においては、日本人市民を対象とした多文化共生に関する意識調査は、可児市民の人権意識調査の中で実施しております。

調査内容といたしましては、1つ、外国籍市民について、「外国籍市民が日本での生活で不利な取扱いをされていると感じますか」と、2つ目、多文化共生について、「仮にあなたの近所に外国籍の人が住むことになった場合、あなたはどのように考えますか」の2つの質問でございます。

最初の質問につきましては平成18年から、2つ目の質問につきましては平成14年から継続して調査をしております。

外国籍市民が日本での生活で不利な取扱いをされていると感じているかにつきましては、「感じる」と「少し感じる」と答えた割合は平成18年では52.7%でしたが、令和4年では35.8%まで減少し、「不利な取扱いをされていると感じない」と答えた割合は20.3%から34%まで増加しております。

また、「仮にあなたの近所に外国籍の人が住むことになった場合、あなたはどのように考えますか」につきましては、「文化の違いに関心を持ち、同じ人間として分け隔てなく付き合いたい」と「その人個人を見極めて、必要であれば付き合いたい」と答えた割合は、平成14年以降85%以上を維持しております。

中でも、「分け隔てなく付き合いたい」と答える割合が「必要があれば付き合いたい」よりも少しずつ増えている状況でございます。こういった状況から、日本人市民の外国籍市民への意識が少しずつ変化しているということを確認しております。

また、この調査結果につきましては、第4期可児市多文化共生推進計画と第4期可児市人権施策推進指針に掲載をしております。

なお、可児市民の人権意識調査につきましては令和8年度に実施を予定しておりまして、今後も継続して実施したいと考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して、質疑はございますか。

いいですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後1時30分

再開 午後1時31分

○委員長（山田喜弘君） では、会議を再開します。

続きまして、協議題3. 出資法人の経営状況説明書についてを議題とします。

本日は、参考人として公益財団法人可児市体育連盟事務局長 小林元尚さん、公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 各務則行さんに御出席をいただきました。

それでは、まず公益財団法人可児市体育連盟の経営状況の説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（小林元尚君） 失礼いたします。

公益財団法人可児市体育連盟の経営状況につきましては、資料番号11. 令和8年度事業計画及び収支予算書にて御説明をさせていただきます。

2ページのほうをお願いいたします。

令和7年度、令和8年度の事業計画です。

当財団は役員の任期を2か年としておりまして、計画期間を令和7年、令和8年の2年間としてお示ししております。

基本方針は、これまでも推進してまいりました「みるスポーツ」「するスポーツ」「ささえるスポーツ」の3つを柱としまして、33の加盟団体と連携し元気なまちづくりに努め、1市民1スポーツの実現に向け、公益事業を積極的に推進してまいります。

5ページをお願いいたします。

令和8年度の事業計画です。

かいつまんで御説明をさせていただきます。

3の第45回可児市総合体育大会開会式を4月26日日曜日に行います。

12番の第56回可茂地区体育大会は、7月12日を基軸として開催されます。

14番の第18回岐阜県民スポーツ大会は、岐阜地区が開催会場となります。前回の第17回の岐阜県民スポーツ大会では総合第4位に入賞しまして、ハードルは高いですが、総合第3位を目標としてまいります。

18番の第69回可児駅伝競走大会を12月13日日曜日に開催いたします。

23番の第43回可児シティマラソンは、2月21日日曜日に実施いたします。

こちらは、第42回大会よりワンマイルのタイムレースの部にこれまで参加資格を中学生以上としておりましたが、部門を新設し、小学4年生から参加可能としましたので、これを継続していきたいと思っております。

そのほか、年間を通じましてスポーツ教室を8講座実施予定としております。

6ページをお願いいたします。

正味財産増減予算書です。

主に増減額の大きなところについて説明をさせていただきます。

一般正味財産の部、1. 経常増減の部、(1)経常収益の事業収益では、指定管理料に当たる指定管理事業収益は新グラウンド運用開始に伴う増、また指定管理自主事業収益、指定管理施設の使用料収入に当たります体育施設収益が増となっております。

受取補助金等の受取補助金の増は、委託料も含めました人件費の増額によるものです。

ページ中段の収益、指定正味財産取崩収益は、次のページの指定正味財産増減の部で計上しております錬成館の改修に係る受取市補助金と、それからシティマラソンの協賛金を一般正味財産に振り替えるもので、前年より減となっております。

続きまして、(2)経常費用の事業費では、給料手当及び福利厚生費は人件費の増により増額となっております。

下から3段目の委託料は、新グラウンド運用開始に伴います委託料業務が増えたため、増になっております。

7ページに行きまして、2段目の工事費は、錬成館剣道場の床の改修工事を予定しております。令和7年度に実施しました錬成館2階のトイレ洋式化の工事費が大きかったことにより減となっております。

管理費のほうにおきましては、人件費の増額によるもの以外は財団の全体事業費によって変動しますが、おおむね令和7年度と同じバランスで計上しております。

説明は以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、質疑を終わります。

ありがとうございました。

続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況の説明をお願いします。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） 失礼いたします。

日頃は文化創造センター アーラの運営に御理解、御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

また、先日、市民ミュージカルの視察においでいただきまして、ありがとうございました。おかげさまで、大変盛況のうちに終了することができました。

子供たちをはじめといたしまして、関わっていただきました市民の皆様に貴重な体験をしていただくことができたと思っております。御覧いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、資料番号の12をお願いいたします。

最初に、事業計画の概要です。

2ページを御覧ください。

ここで事業の方向性を述べておりますので、毎年度ころころ変わる内容にならないように留意をいたしております。

そうしたこともございまして、1の基本方針、2. えがおの劇場、3. 多彩な鑑賞事業の推進は前年度の内容と変わっておりません。

次の4の市民の誇りであるa 1 aという表現にしておりますけれども、新たな指定管理期間が令和8年度から始まるに当たりまして、より市民を向いて管理運営をしていくこと、それにより市民がもっと文化創造センター アーラを誇りに感じていただけるようにしていくという方向性としております。

事業計画の詳細は、3ページから7ページでございます。

令和8年度は、今申し上げました方向性を踏まえまして、今までにない事業の実施を予定しております。

4 ページの一番上、13番、14番を御覧ください。

文化創造センター アーラの主催で、お笑い系の公演は今まで実施したことがございませんが、文化創造センター アーラは敷居が高いとってみえる方が一定数いらっしゃることを考慮いたしまして、これまで文化創造センター アーラに来たことがないという方にその壁を破って来ていただくために、自治総合センターの助成をいただきながら吉本新喜劇出演者による宝くじふるさとワクワク劇場を実施いたします。

この公演では、公募によりまして10名ほどの市民の方に出演いただく予定でございまして、より市民に親しみやすいものにしていきたいと考えております。

14番につきましてははまだ企画中でございますが、13番と同様に市民に親しみやすい公演を実施する予定です。

現在のところでは、昭和歌謡とトークで多世代が一緒に楽しめる演芸公演を軸に検討を進めております。

その2つ下のe スポーツイベントにつきましては、市との共催でございます。近年盛んになってきておりますe スポーツにつきましては、新たな客層の開拓、若年層や家族連れの利用増加という観点から初めて実施をするものでございます。

市の予算説明でもあったかと思えますけれども、これまで来館する機会がなかった若年層を中心とする多くの市民の皆さんに来館いただけるようにしていきたいと考えております。

子供や若年層の利用増加に向けた取組といたしましては、以前から決して少ないということではなくて、主催事業と貸館を対象に調べてみたのですが、令和6年度は大学生以下が出演、観劇した行事は、主劇場において全体の61%、小劇場では44%でございました。全体では52%でしたけれども、劇場に関しましては半分以上で若年層が関わっている状況でございますので、この場をお借りしまして御報告をさせていただきます。

また、平日の夕方は遊びに来ている小・中学生が大変多い状況がございますし、土・日ですとかイルミネーションのときですね、水と緑の広場では子供たちが元気に駆け回っている場面がよくございます。

こうしたものは数字に表れませんので評価しにくいとは思いますが、お近くを通るときなどがございましたら少しのぞいていただけるとありがたいかなと思っております。最近子供たちが元気が良過ぎて困っている状況もあるということでございます。

その2つ下のala welcome theatreは、「たけとりKAGUYA」でございます。竹取物語を基にいたしまして、お子さんにも楽しんでいただけるようにコメディ要素が強いものとなります。

これまでアーラコレクションシリーズといたしまして、可児市で演劇作品を制作、公演して、それを東京や地方へ展開してまいりましたけれども、その方向性は維持しながら、令和8年度は名称を変更しまして、幅広い層に文化創造センター アーラに新たに来ていただけるように子供から楽しめる作品として夏休み期間を中心に上演をいたします。

なお、これまで実施してきた東京公演は、その効果も精査した上で事業費を抑えるという

意味もございますけれども、今回は行わないことといたしました。その分、3番の地方公演を増やすなど、改善を図りながら全国に展開をしてまいります。

4ページの中では、以前から実施しておりますみんなのディスコ、多文化共生プロジェクト、オープン・シアター・コンサートがございますけれども、文化創造センター アーラの特徴がよく出ている事業でございますし、毎年度皆様にも御案内しておりますので、市民ミュージカルと同様にぜひ足をお運びいただければと思っております。

続きまして、5ページを御覧ください。

上から3つ目の大型市民参加事業です。

先日、市民ミュージカルを視察いただきましたけれども、来年度は「オーケストラで踊ろう！」を実施いたします。可児交響楽団の皆様にも御協力いただきながら、市民の皆さんの新しい出会いの場、参加者同士の絆を育ていただければと考えております。先ほどの事業と同様に、ぜひ御覧いただきたいと存じます。

6ページを御覧ください。

一番下の小・中学校劇場利用支援事業です。財団と市の共同で実施をいたします。

近年、コロナ禍の影響もございまして、小・中学校の文化創造センター アーラ利用が非常に減少しております。それは劇場の収入という意味でも大変厳しいものではございますが、それ以上に可児市が誇る文化創造センター アーラの舞台に一度も立ったことがないまま卒業してしまう子供たちがいることは何とかしなければならぬというふうに考えておりますけれども、それは地元に対する愛着という面においても大きな問題かと思えます。

先日の市民ミュージカルと同様に本物を体験していただきまして、感動を味わっていただくことは、児童・生徒の皆さんにとって何物にも代え難い経験になるものと考えております。

こうした状況を踏まえまして、先日の市長の施政方針にもありましたけれども、本市が全国に誇る劇場である文化創造センター アーラを舞台にやってみたいことを小・中学校が自由に企画して実施できる機会を提供するというものでございます。

この事業につきましては、市のほうで今年度に交通費の心配のない文化創造センター アーラ周辺の学校に呼びかけていただきながら、近隣2校の小学校でお試し利用していただいております。それを踏まえながら、来年度は市内全校を対象に実施するものです。

市のほうでは、来年度予算要求として学校のバス代を計上されています。文化創造センター アーラといたしましては、今年度と同様に施設利用料を負担するという形で対応をいたします。今後も事業を続けていくことで、継続的な事業の中で収入の増加につながるというふうに考えております。

7ページを御覧ください。

下から2つ目の広報宣伝事業でございます。

その中の一番上にあります広報紙につきましては、毎月の発行から隔月にしていきたいと考えております。紙媒体に頼った広報宣伝から、SNSですとか口コミといったものを活用しながら効果的な広報へシフトしていきたいと思えますし、加えまして印刷製本費の削減、

職員の負担軽減といった多様な観点から進めていきたいと考えております。

あと、事業全体のお話として、特に記載はございませんが、地区センターとの連携をより強化していきたいと考えております。連携の強化によりまして、文化創造センター アーラとしては、より市民密着、地域密着の事業展開が図れると考えておりまして、双方の事業の活性化、効率化にもつながるものと捉えております。

具体的には、劇場の舞台裏を見ていただくバックヤードツアーが最近の実施では好評をいただいておりますので、文化創造センター アーラを市民の皆さんに御理解いただく入り口として地区センター事業での実施を現在お薦めしております。

また、かに寄席ですとか演劇公演ですとか、そういったものの観劇を地区センター事業としてレストランのランチも併せてまとまって来ていただくということもどうでしょうかということで、地区センターのほうにお薦めをしております。

地区センター事業として地域で集客をしていただきまして、文化創造センター アーラでまとまったお席を御用意することは、市民サービスの一つとして進めていければと思っておりますし、規模は小さいかもしれませんが、市民優先、市民優遇の一つでもあると考えております。

そのほか、音楽事業での地区センターへのアウトリーチ、アーラ事業を市民の皆さんに御紹介する出張講座、文化創造センター アーラが支援しております市民団体であります紙芝居一座の地区センター出張公演など、一つ一つ地道に調整して連携を密にしながら進めていきたいと考えております。

次に、収支予算でございます。

8ページと9ページになります。

8ページを御覧いただければと思いますが、経常収益は事業収益や受取補助金等の合計で、8ページ中ほどにありますとおり約6億6,400万円です。

主なものは、指定管理料、入場料、利用料金、補助金でございます。

一番大きな収入であります指定管理料は、新たな指定管理期間が始まるに当たりまして市のほうで算出をいただいた結果として5,700万円の増となっております。

日本芸術文化振興会等からいただく補助金につきましては4,300万円を見込んでおりまして、約1,000万円の減でございます。申請額に対する交付率が年々下がっておりまして、以前は全国で文化創造センター アーラだけは申請の100%という時期もございましたけれども、現在においては以前のように5,000万円レベルの補助金をいただくのが難しい状況でございます。

ただ、こうした中で、つい最近になって日本芸術文化振興会から新たな補助制度が示されましたので、先日申請をしたところでございますけれども、それが採択されましたら、この予算額よりは補助金収入が増えることとなります。

入場料収益が約900万円減少しておりますけれども、主催公演を共催にしたりですとか、先ほど御説明したala welcome theatreの演劇公演について東京公演を実施しないというこ

とによるものでございまして、当然ながら併せて支出のほうは大きく削減はできております。

公演事業収益は、ala welcome theatreの地方の劇場への販売による収益ですけれども、地方公演の数は増えているのですが、公演の単価が子供向けのものをつくるということもございまして、令和7年度より若干低いということもございまして、約800万円ほどの減となっております。

利用料金収益は貸館によるものですが、指定管理料算定の基本として市から示されております5,000万円を計上しております。この金額に近づけることができるように、最近注力しております地区センターですとか小・中学校との連携、そして営業、利用促進キャンペーンなどにより努力をしております。

あと、外部資金の獲得に向けまして寄附制度の充実ですとか、各種の賞への応募によります副賞の賞金獲得も図っていきたくと考えております。

多文化共生プロジェクトは、先日、国際交流基金の地球市民賞という賞の最終審査まで残って、審査員も文化創造センター アーラまでいろいろヒアリングに見えたのですが、残念ながら今年度は受賞を逃しております。今後は、これも含めて挑戦をしたいと考えております。

経常費用は8ページ中ほどから9ページにかけてとなりますけれども、9ページの中ほどにありますとおり、合計では約6億6,100万円でございます。

8ページ、9ページで事業費と管理費に分けて整理をいたしております。

近年は電気料金の高騰によりまして経営に大きな影響がございましたけれども、新たな指定管理料の算定によりまして、光熱水費は事業費と管理費の合計で令和7年度の4,680万円から、令和8年度は合計で6,710万円としております。

委託料は、人件費や物価高騰などによる施設の管理委託費が増加しておりますけれども、事業関係の委託費の削減を行いまして、トータルでは1,000万円ほどの増に抑えております。

施設の管理委託の中で、チケットインフォメーション、表のほうの受付でございますが、平日の2人体制を1人に減とする予定でおります。また、事務所の中の事務所受付につきましては、夜21時までを19時までに時間を短縮する予定です。あと、警備ですとか設備管理の委託もございまして、業務の効率化による業務時間の短縮を考えております。

賃借料についても、同様に事業の見直しによりまして約700万円の減としております。

給料手当につきましては全体としてほぼ横ばいでございますが、市から示された指定管理料の基準額を充てております。

印刷製本費は、先ほど申し上げましたala Times、広報紙を隔月発行とすることで約280万円の減としております。

経常収益から経常経費を引いた額といたしまして、9ページにございますとおり300万円の一般正味財産の増としております。

令和7年度は1,400万円のマイナス予算ということで、内部留保が期首の段階で約1,500万円だったことから、令和8年度のスタートはほとんど内部留保がないものと想定をしております。

ます。運転資金を確保していくためにも令和8年度は収益を出す必要がございますので、厳しい中ではありますが、広報紙の隔月化などにより見直しを進めながら黒字の予算としております。

なお、運転資金のやりくりに苦心しているところでございますが、それが年度末に限界に達するというところで、今年度末の支払いができるように、先日、運転資金といたしまして3,000万円の借入れを行っております。これはごく短期の借入れでございますが、年度末の支払いを乗り切れるためのものでございます。4月になって指定管理料のうちの3分の1が市からいただきましたら、すぐに返済をする予定でおります。

なお、運転資金の借入れというものは、財団としては初めてとなりました。5年間の指定管理期間の最後の年の最後の最後の年度末にちょっと追い込まれてしまったという状況となっております。こうした状況を脱するために、運転資金を確保していけるように、予算よりも黒字が出るように努力をしております。

また、ここ数年は決算で赤字が続いておりますけれども、物価高騰ですとか人件費の上昇などによる施設管理関係の委託費の増加が主な原因でございましたので、それが解消される中で、今後はさらなる経営努力をしていきたいと考えております。

財団といたしましては、新たな指定管理期間のスタートに当たりまして、以上の御説明のとおり事業面や財政面において改善を図ってまいります。

開館から20数年経過する中で、文化創造センター アーラに対する評価につきましては、その考え方や事業内容等々につきまして絶賛いただいている層と、反対にほとんど来たことがない層に極端な分かれ方をしているように感じております。今まで来たことがない市民の方にも気軽に訪れていただくことで、市民のための劇場になっていくというふうに思いますので、その点を踏まえながら進めていきたいと考えております。

事業計画にもございますとおり、市民に親しみやすい事業の実施などによる市民サービスの向上とコスト削減、収入増による経営の安定化を図りながら、大型市民参加事業ですとか学校の利用増加などによりまして地域への愛着が深まるように、文化創造センター アーラが市民の誇りと感じていただけるように管理運営を進めてまいります。

市民の皆様、そして議会の皆様にご理解いただけるように今後も努力してまいりますので、御理解と御指導を今後ともよろしくお願いをいたします。

少し長くなりましたが、説明は以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。

質疑のある方はありますか。

○委員（伊藤健二君） 御苦労さまです。

文化芸術振興財団のほうにちょっとお尋ねします。

水光熱費が電気代、主に値上がりをして大変な中、御苦労されていると思いますが、先般、市議会のほうで議会報告会をやった際に、ある市民の方から文化創造センター アーラの夜間照明の電気に無駄があるんじゃないかという趣旨の御発言がありまして、いや、そんなふ

うには私は思わないけれどもと言いつつも一度聞いてみようと思っておったところなんです。
現在対応している考え方、夜間照明の灯火のつけ方等について、固まっている考え方があれば御紹介いただきたいんですが。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） ありがとうございます。

夜間照明はなるべく電気料金の節約につながるよということ、かなり以前絞った時期がございまして、ちょっと暗過ぎて危険じゃないかというような御意見も最近はいただきながら少しずつ戻している状況ということでございまして、なるべく最低限の照明になるよということにというふうに考えてやっております。

職員が10時半まで働いて、それから帰る際、昔、私もそういうふうでしたけれども、帰る際にちょっと落とし過ぎて帰り道が真っ暗で見えなくなったりとかという時期もありましたけれども、そこも最低限足元が分かるよということにというふうには照明を戻して、職員の安全も大事ですので、そういったこともやりながら、必要最小限で何とかなるよということに努力をしているところでございます。

お答えになっていますでしょうか。

○委員長（山田喜弘君） ほかにありますか。

○委員（川上文浩君） まずは全体的にこの文化創造センター アーラのやっているところ、委員会以外にもお話したことあるんですけど、やはりビルド・アンド・スクラップをしっかりとしていかないと。スクラップ・アンド・ビルドじゃなくて、ビルド・アンド・スクラップ。

財団なり文化創造センター アーラがどこを目指していくのか、10年、20年後にということとはしっかり目標を決めて、それでスクラップしていくと、やめるものはやめていく、変えるものは変えていくということをやっていないと、なかなかちょっと厳しい時代に入ってくるなということには本当にすごく思っています。

それと、今伊藤委員さんからもありましたが、経常経費がどんどん上がってくるわけですね。人件費も含めて光熱水費も上がってくる、それから工事費も当然上がる、修繕費もどんどん上がってくる。ここの値上げというものは際限がないということは、これは誰でも分かっていることなので、それに反して入場料収益とか、そういった公演事業収益が下がってくる。その理由は説明がありましたが、やはりここはそこをしっかりと販売金額を見直して、チケット1枚余分にとる必要はないですけど、適正価格で販売して収益を上げていかないと、この経常収益全体の中で見ても、これは指定管理料がどかんと上がっているから見栄えがよくなっているだけで、ほかのところでは下がっちゃっているんですよね。それで経常費用はどんどん上がっていくというふうになると、もう反比例です。

普通の民間企業なら、これはとてもじゃないけどもたないよねという状況になってくるので、どういう形でこの入場料とかチケットの料金というのを決められているのかということ、ちょっと基準を教えてください。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） まず、1つ目のスクラップ・アンド・ビルド、ビルド・アンド・スクラップのお話がありましたけれども、正直申

し上げてまして財団の職員というのは、ビルドは得意なんですがスクラップが下手だということでは多分御理解いただいているかもしれませんが、ずっと続けているものについても当然見直しは必要だと考えております。

御紹介しませんでしたでしたが、例えば風間杜夫さんとか、来年度はもろもろ検討した結果でやめるとか、あるいはちょっとこれだけでは分かりませんが、映画事業をちょっと縮小しているとかとか、そういったところを考えておるところもございまして、事業のほうも共催公演を増やしているところもございまして検討を進めているところでございます。

あと、チケット料金のほうにつきましては、やはり東京や名古屋のほうで、大都市のほうで行われる公演よりは安いように設定をしたいというところは思っているところではありますけれども、以前は少し安過ぎたというところもございしますので、最近はもろもろ物価も上がっておりますし、値上げもしておりますので、それに合わせて近年は少しずつ値上げを図っているところもございまして、せんだっての市民ミュージカルも昨年度まで1,000円でしたが、今の時代で幾ら市民ミュージカルでも1,000円はないだろうということで2,000円にしておりますし、ほかのものも1,000円上げたり500円上げたりというところで、適正料金というのを目指してやっておるところもございまして、以上でございます。

○委員（川上文浩君） そういったときに、この前のミュージカルも1,000円が2,000円になった、倍だからいいじゃないかではなくて、1,800万円かかっているものを何%の収益でやられているんですかということになってくるので。

これは市民ミュージカルでも、やはりそういったところがある意味今はシビアにやっていないとなかなか厳しい時代に入ってきているので、全体の中でかかる経費の部分の、黒字になるということは非常に難しい施設と財団だろうとは思いますが、その赤字幅が何とかもう少し少なくなるようにしていかないと、これはなかなか続いていかないんじゃないかなというふうに思うところがあるので、それはそれとして、やはり相当に維持費がかかる施設であるということは、議員も職員の皆さんも御存じなので、なかなか市民の方は理解される方が少ないとは思いますが、相当な金額をここにつぎ込んでいるということをよくよく考えて、あと何年これが維持できるのかということをしかりと今出しておかないと、やはり公共施設、ここだけではないとは思いますが、様々な施設に対して今後どう統廃合していくのかということも含めた中で、全体のコントロールをしていかなくちゃいけない時代ですので、ぜひそういったところを示してほしいなということと、やはり極力その赤字幅の拡大という部分については何とか抑えていただけるようにしながら、今も何か一部事業で経費を削られるならやめるといってやめてしまったということが今ちらっと局長のほうからあったわけですが、そんなものなんです。びっくりしたんです、何かそれを聞くと。

そんなものなのか、あれだけ続けてきたのにというのが思うところがあって、何だと。そんなものならそういった危うい事業がたくさんあるんだろうなというふうには思えるので、そういったところも含めて、ちょっと全体的に少し考え直していただいたほうがいいんじゃない

ないかなというところで。

それは分かるように示していただきたいと思うところがあるので、やはりスクラップ下手では困るので、まずは要らんものを捨てていかないと、断捨離していかないと、その維持経費というのは家庭でもそうなんですけど、そこを捨てていかないと相当後から大変なことになるので、廃棄するにも金が要りますからね、相当。やはりいい決断、早い判断をして前に進めていただければというふうに思います。

あとは、やはり10年、20年後のビルド、ビルドというのは方針ですので、方向をきちっと着地点を示してもらえると分かりやすいのかなというふうに思いますので、ぜひ局長、最後なので局長にあまり今日は言わないつもりだったんですけど、ぜひいろいろ申し送っていただいて、財団の方にもよく話をするんですけれども、やっぱりもうちょっと先の着地点、明確に灯台を照らしませんかというところですよ。ぜひお願いしたいなというふうに思います。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） ありがとうございます。

財団で赤字が当たり前というのは当然思っておりませんので、これだけ維持費がかかるということを踏まえながら、市とも密に協議をしながら持続可能なふうにしていきたいと思っております。

10年、20年後も見据えながらというところで、財団の立場としては5年ごとの指定管理ということでございますので、まずはこの5年ということで頑張ってもらいますし、その中でその5年間も、10年後、20年後を見据えた5年間になるようにしていきたいなというふうに考えてやっていきたいなというふうに思っております。

そういう中で、先ほど申し上げたとおり、財団事業のスクラップが下手ではございますが、メスを入れて頑張ってもらいたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに。

○委員（酒井正司君） まずこの数字を見せていただいた限りは、努力はされたんですが限界ですな。

それと私、お約束いただいたうちの一つ、受付嬢を1人減らしていただくというお約束を果たしていただきました。本当にありがとうございます。

ただ、もう一つ残っているんですよ。コンサルタントを入れますとおっしゃったじゃないですか。外部の知恵を借りてください。

本当にね、確かに知恵を出してということは、内部の構成員で出しているということなんですよね。外からの冷静なといいますか、専門的なのといいますか、そういう考え方が入ってきていないと、特に私、やっぱり衛紀生さんの存在があまりにも大きかったんじゃないかなと、いい意味でも悪い意味でも。だから、その亡霊はそろそろ捨てていただいて、次の生き残り策を大胆に最後の功績を残していただきたいなと思うので。

一つ次のまた新たな、前にも申し上げたんですが、今当該自治体と外部の人との価格差、いろんなところで、例えば京都なんかですとバス賃を市内の方と外の人との格差をつけると

か、いろんなどころでそうせざるを得ないと。体裁を構っておれないんだよということをやっていますし、文化創造センター アーラの場合、特に会員の7割が市外ですからね。これはいい格好をしておるのもそろそろ限界ではないかなという、私はそう率直に思います。

その辺でもう手をつけないといけないのと、繰り返しになりますが、知恵は十分出された、じゃあ内部でということになると、一つもうちょっと外へ出て勉強すると言ったらあれですが、いろんなどころを積極的に見て回られて、成功例をね、若い方を育てていただきたいなと。これこそが将来につながる投資ではないかなと思いますので、その辺の人材育成にもぜひとも手をつけていただければと思います。以上です。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） ありがとうございます。

コンサルのお話でございますが、なかなか利益を生むための企業相手のコンサルタントというのは当然いたりするんですけども、なかなか公益財団法人として御相談するとすると、あれから考えたんですが、それであれば全国公立文化施設協会といったようなところかなと、いろんな相談に乗ってくれるところがございますので、全国組織でございますので、そこかなというふうに思っておりますが、せんだって、そのアドバイザーの方に職員研修として来ていただいて職員勉強会をやったところがございますけれども、そこで最近の国の動向ですとか補助金獲得のコツですとか、いろいろ教えていただいたところでもあるんですけども、そういったところで経営的な相談にも乗ってくれるところもございますので、そういったものも活用していこうかなというふうに考えているところで、全然考えていないわけではないですので、やれますというところが考えております。

あと、市民の関係でございますが、当然市民のための施設でございますので市民優先、市民目線で考えていくことを、市民サービスの向上ということで今回の5年間のテーマにしておりますので、考えてやっていきたいというふうに思っております。

その中で、例えば市民と市民以外の差をつけるところが、例えば貸館の料金が同じになっているというところがありますけれども、これは以前、市において料金の市民検討委員会というものが開かれまして、そこで検討されて今の料金が決まっているというところがございますけれども、その委員会の議論の中で市内と市外では差をつけないというふうにお決めいただいて、それで今の料金体系があるということでございますので、当然それに従ってやっているところがございますので、それがまた何年後か分かりませんが、変わってくるものがあれば当然そのやつでやっていくというところはございます。そういう状況でございます。

あと、外に出てやっぱり職員も勉強していかなきゃいけないというのはおっしゃるとおりかと思ひまして、研修には注力しているところがございますが、内部的には毎月各課の事業を、なかなか縦割りでお互いの課の理解ができていないところもございますので、仕事のやり方等々について教え合うような職員研修を毎月やったりとかしておりますし、最近、舞台の専門職員も外に出てほかの劇場を見に行ったりとか、あるいは音響なら音響、照明なら照明といった団体がございますので、そういったところへ勉強しに行ったりとか、あるいは若い職員については年に1回、先ほどの全国公立文化施設協会の中で宿泊研修があったりしま

すので、そういったものに行かせたりとかして積極的に職員研修を行っているところでございます。

いろいろと努力はしているところでございます。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに。

○委員（奥村新五君） この前、練習風景を見させてもらって、本当にプロが演出してみえるなというのが分かりましたけど、単純に1日1回を1日2回2日間というふうにはできないものかなというものと、それから1年間かかってやってみえるというところを発信するものはできないのかなということと、それから可児市にも縁のあるタレントさんが見えるテレビ局なんか企画書を持って行って、1年間こうやっているよというところを人に見せると、非常に中身のいいものが外に発信できるんじゃないかなと自分では感じましたので、なるべくそういった関係者、子ども会にもその練習風景を見せる、学校にも見せる、関係者にも見せる、市の職員には2枚ずつチケットを買ってもらおうとか、議員は全員1枚は買うよとか、そういったセールス活動を強化していかれたらいいんじゃないかなと感じました。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） ありがとうございます。

25、26日と視察いただきまして、皆様、奥村委員には2日とも来ていただきまして、ありがとうございます。

一生懸命やっておることが伝わった感じで本当にうれしく思っているところでございますが、例えば1日の公演の回数ですとかというところを、市民の方ですのでなかなか限界があるかもしれませんが、増やしていけるかどうかということも検討していきたいとは思いますが、おっしゃるとおりもっとPRを、発信をしていきたいと、関係者の方にもというところがございますので、議員の皆様、委員会の皆様には見ていただけましたので、おっしゃるとおり子ども会とか学校とかそういったところに話をしておるんですが、なかなか来ていただくまでに至っておりませんので、またこつこつお話をしながら、一人でも二人でも見に来ていただいて、見に来ていただければ口コミでいろいろ広がっていくということを経験として体感して分かっておりますので、そういったところで文化創造センター アーラのファンを増やしていくということに努力をしてみたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員（奥村新五君） やっぱり関係すると、じいさん、ばあさんも見に来てたいというふうになって、大体僕も現役のときにショーをやると、子供のショーをやると1人について3人ぐらいずつ来るという実績があるもので、そういうことで劇団員を募集するとか、まだほかの事業もやってみえるからミュージカルだけの話じゃないんですけど、そういった初めからちょっと下心があるかもしれないけど、観客動員がかけられる仕掛けを考えられるといいんじゃないかなと、この前見てつくづくそう思いました。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） ありがとうございます。

市民ミュージカルのほうは、子供にはいろいろ、親もじいさん、ばあさんもというところできかなり盛況で、2階席、3階席も発売をしながらというところで皆さんに見ていただいた

というところでございますけれども、より多くの皆様に、ミュージカルだけではなくてほかのものも併せていろいろ見ていただけるように、下心という言葉もございますが、健全な下心を持ちながら今後も努力してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） ほかにありますか。

○委員（伊藤健二君） 2023年頃から、私はずっとこの文化創造センター アーラの電気代についてこだわり続けておりまして、先ほどもこういう声があったよということで紹介したわけですが、それには職員の安全も含めて照明の度合いは検討して、一步一步実践しがてら、かつ必要な削減を行いつつも安全を確保しつつ対処しているということをしてくださって安心をしています。

問題なのは、この予算書を見れば分かりますとおり、令和7年度と8年度の落差を比べますと、この経常費用のところの水光熱費では6,100万円を超えているわけですね。前年度と対比で1,961万2,000円の予算の差がある。これは文化創造センター アーラの常勤スタッフが努力してやってもやっても単純に解決できる話ではもうないレベルに来ているのではないかと思います。

中部電力からの電気の買い取りの価格がどうかとか、使用量については極力芸術文化活動を優先しながらも、無駄なところは極力変えたり、それからLED化もメンテナンス遅れた経過はありましたけれども、基本的にはLED化をしてきているという状況の中で、今後、先ほど10年先を見通してというお話がありましたが、これは市の公共施設であって、結果的に事務局長ではなくて市民文化部長にお聞きすることになるんだからちょっと申し訳ないけど、施設的に発電をし、蓄電をし、夜間部分でそういう電気を有効活用して、施設的な改善も展望しがてら対策を取っていくという点での御検討はなされておられるのでしょうか。

その辺、もし言っていたらできるものがあれば報告をお願いします。どちらからでも、局長から。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） そうですね、蓄電ということで、暑い日ですとか寒い日が続きますと、なかなか十分に効かない状況も最近はお出てきておりまして、そこも市とは協議しているところでございますけれども、一応熱交換のところで行いながら空調のほうの運転を行っておりますので、蓄熱運転の時間というのは施設として決まっておるところでございますが、まだ行ってはおりませんけれども、いざというときにはその蓄熱運転の時間を拡大できるように、現場としては体制を整えていざというときにできる状態にはしているというところでございます。

あとは、根本的な施設の見直しということになりますと、費用的にも当然市の工事となって市の考え方になるかと思っておりますので、そちらに従ってまいりたいと思います。

財団からは以上でございます。

○市民文化部長（小池祐功君） 今お話がありましたように、電気料について、この時代において節電だけではなかなか下がっていかないというのはおっしゃるとおりでございます。

そして、市民文化部においては、環境課のほうでカーボンニュートラルの関係も含めて、

太陽光パネルの設置というのを、今、今年でいうと市役所のカーポートを設置してその充電をしてというような形で電気料を下げていくというような試みがございまして、それについては文化創造センター アーラも検討の域というか区域に入っておりますが、今現在の文化創造センター アーラの構造体ですと、その屋根の上に太陽光パネルを載せるとちょっと建築上きついなというような答えがあつて、今太陽光パネルもかなり技術革新が進んでいますので、パネルから、ちょっと名称は忘れましたが、ペロブスカイトというか、もっと軽量で発電力があるというのが多分あと早いうちなら3年、5年後に変わっていくというようなところもございまして、それが日本の特許に当たってくるところも出てくるので、その辺りを見据えて、ほかのところをちょっと優先しながら、電気料としては文化創造センター アーラが一番食っていますので、そこを最後に変えたいなという執行部のほうの思いというのはございまして、それはまだちょっと実現するのか予算化するのか、まだそこまで決まっていないんですが、その辺りはもう完全に視野に入れながら動いているというところでございます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに。

○委員（川上文浩君） 財団のほうに聞きたいんだけど、今、各務局長が出向されているじゃないですか、市から。出向という形になるのかな、これ。出向されているよね。

本来、財団でやってもらわなあかんけど、それはちょっと厳しいからということで市の職員が出向しているんだと思うんだけど、財団の職員というのは割と技術職もいますよね。僕、どんな資格が要るかどうかわからないんだけど、今大変な状況ですよ、技術屋さんとかいろいろなところで。民間も公も含めてなんだけど。5年ごとで今指定管理を結んでいるんだけど、財団の職員というのはこれから、例えば5年、10年と、その辺の心配は何もないという、安定的に大丈夫ですよということを言えるんですかね。現状として、中身。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） 職員の関係でいいますと、最近、ここ近年女性の職員の退職が一気にではないですが、ちょこちょこ続いているということで、どうしても夜10時半までやっているということですか、あるいは土・日、祝日は稼ぎ時なもんですから、どうしても仕事が入ってくるということもございまして、若い女性が就職されて、優秀な子でもなかなか続けていけないところ、結婚とか出産というライフイベントの中で結局辞めていってしまうというところが続いております。そこら辺が課題ということで、働き方改革をしていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

根本的に開館時間のこともありますので、市との協議もあるかと思えます。そういった課題がまずあるということと、あと舞台の専門の舞台職員、それから音響の専門職員から照明の専門職員というものを雇用しているところ、そういうところで貸館においても質の高いサービスが提供できているというところはございますが、近年はこのところ採用を音響や照明のほうをしておりますが、かなり質のいいといいますか、腕のいい職員を採用できている状況でございます。

ただ、企業会計ということで、経理の担当の職員がちょっと高齢になってきましたので、そろそろそういった職員を採用しなきゃいけないかなとかという課題を今持ちながらやっているところでございます。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） いいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終わります。

参考人の方、ありがとうございました。

ここで2時45分まで休憩します。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時52分

○委員長（山田喜弘君） では、会議を再開します。

続きまして、4. 報告事項、(1)「可児市下水道事業の適正な使用料について」の答申についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（松岡智之君） 4. 報告事項の(1)「可児市下水道事業の適正な使用料について」の答申について御報告させていただきます。

資料の8ページを御覧ください。

令和7年6月の建設市民委員会で、上下水道事業経営審議会へ諮問する経緯については御報告させていただいております。今回は、その答申について御報告させていただきます。

令和7年9月1日に経営審議会へ諮問し、9月1日、10月28日、12月12日に審議を行い、令和8年2月4日に市長へ答申がなされました。

審議会では、この後御報告させていただきます可児市下水道事業経営戦略の財政収支推計資金残高の推移を事務局から説明をさせていただき、御審議をいただきました。

なお、経営審議会の資料や議事録、答申書はホームページに掲載しておりますので、御覧いただければと思います。

答申の結果といたしましては、資料中ほどにありますように、令和8年度から5年間の下水道使用料は適正な水準であり、維持することが適当である。ただし、井戸水等使用世帯の認定水量は1人世帯及び2人世帯の認定水量を1立方メートルずつ減少させることが適当であるとの答申がされました。

井戸水等の認定水量につきましては、過去3年間、令和4年度から令和6年度の世帯人数別の水道使用料月平均を調査し、月平均水量を基準に認定水量を算出しました。その結果、1人世帯は現行の12立方メートルが11立方メートル、2人世帯が19立方メートルから18立方メートルとなりました。

報告は以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して、質疑はございませんか。
いいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項２．可児市下水道事業経営戦略の改定についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（松岡智之君） 報告事項の(2)可児市下水道事業経営戦略の改定について御説明させていただきます。

経営戦略自体は委員会資料別紙となります。説明は委員会資料のほうで説明をさせていただきます。

委員会資料の9ページを御覧ください。

この改定については、令和7年6月の建設市民委員会で下水道の適正な使用料についての答申内容を投資財政計画に反映し、可児市下水道事業経営戦略の改定を行うことを報告させていただいたものになります。

可児市下水道事業経営戦略は、下水道事業を将来にわたって安定的に継続して行くための中長期的な基本計画です。総務省の通知による経営戦略の策定推進に基づき、平成29年3月に策定を行いまして、令和2年3月に改定を行っております。

今回、令和6年度に農業集落排水事業、下水道事業会計統合を行ったこと、総務省による通知において令和7年度末までに見直すことを求められていることから改定を行いました。

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間でございます。

今回の改定の主なポイントについて説明をさせていただきます。

1の本編についてですが、総務省から示されている経営戦略のひな形に沿った形での作成を行いました。改訂前は企業会計である公共・特環編と特別会計である農集編の2つに分かれていた経営戦略を、会計統合に併せ一つに統合いたしました。

経営戦略の3ページに記載されている内容になりますが、将来の事業環境として、行政区域内人口、処理区域内人口と有収水量、使用料収入の見込みについて記載をいたしました。これらの項目につきましては、改定前の経営戦略においても投資財政計画を作成する際に見込んでいた項目ではございますが、国のガイドラインにより明記する項目とされたことから記載をいたしました。

将来の事業環境の中で、有収水量が計画最終年度の令和17年度には令和6年度と比較して約74万立方メートル、8.2%の減、使用料収入が約7,000万円、5%の減の見込みとなりました。

有収水量の減少より使用水量の減少が少ない理由につきましては、使用量には有収水量の減少には影響されない基本料金が含まれておることから、全体の使用料収入の減少は抑えら

れる見込みとなります。

2の経営指標につきましては、経営戦略の4ページから5ページに記載をされております。

経営の健全性・効率性の指標は、経常収支比率、流動比率、経費回収率、当年度純利益、資金残高の5つを設定いたしました。計画最終年度の目標値は、経常収支比率、流動比率、経費回収率は100%以上、当年度純利益、資金残高は黒字といたしました。

老朽化を示す指標は、有形固定資産減価償却率、管渠老朽化率の2つを指標とし、毎年度の決算の実績により老朽化の状況を把握し、対策を進めてまいります。

3の投資・財政計画につきましては、経営戦略の6ページに記載されております。

収益定期収支の使用料収入ですが、令和6年8月に改定された人口ビジョンから、人口減少や昨今の節水機器の普及による収入の減少を見込んでおります。

企業の収益的支出につきましては、過去の実績額に日銀の物価上昇の見通しを反映し算定をいたしております。

また、資本的支出につきましては、計画期間で想定される費用を見込んで算定しております。

純損益は、計画期間の全ての年度において黒字、純利益を確保することができる見込みでございます。

また、単年度の現金収支につきましても黒字を確保でき、現金預金残高についても安定的に増加する見込みとなっております。

企業債残高につきましては、令和9年度までは減少いたしますが、令和10年度以降は建設改良費に伴う借入れによる増加が見込まれる予定でございます。

以上のことから、今回の計画期間における下水道事業を安定的に継続することが確保できると考えております。

また、この経営戦略につきましては、毎年度、計画と実績について検証を行うとともに、少なくとも5年ごとに見直しを行うこととしております。

説明については以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） 質疑はありませんか。

○委員（伊藤 壽君） 条例改正がありましたよね、下水道課。その部分の人口推計の区域とあれは違うわけですか。年度も違っていませんか。

条例改正のところでは、計画処理人口は9万310人いて、これはこことは一致しない、12年の。

○上下水道料金課長（松岡智之君） 下水道課のほうで出している条例改正につきましては、流域下水道の部分だけになりますので、その部分の人口と、今回のこの経営戦略につきましては特別環境保全公共下水道と農業集落排水事業も含めた人口推計になりますので、必ず一致するものではございません。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） ほかにありますか。

○委員（伊藤健二君） 人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所の統計推計に基

づいてやるということで、先ほど説明がありました。

実際には9万人ちょっとではなくて、9万7,000人、8,000人という規模で、可児市の人口は今推移をしているわけですね。統計上それを使ってやるということにしているから、そういう答えだということなんでしょうけど、実際には水道料の上水道でも下水道でも97%を超えて供給されているわけですから、ほぼ全市民が使うということでいけば外国籍市民も含めて実際には使っているわけです。

そういう点でいうと、この見通しというのはすごく使用量が減っていくというか、それ逆に言うと単価を高めに出していくという側面があるんだけど、その辺はどう考えているのでしょうか。

○上下水道料金課長（松岡智之君） 人口推計につきましては、可児市の人口ビジョン、国立社会保障・人口問題研究所ではなくて可児市でつくっております人口ビジョンの人口推計を基に算定しております。

有収水量の減少につきましては、過去の実績も踏まえまして推計しておりますので、当然推計するに当たりましては、外国籍の市民の方の使用量についても反映させていただいております。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） いいですか。

ほかに。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項(3)一般廃棄物処理基本計画答申結果報告を議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○環境課長（水野正貴君） (3)の可児市の一般廃棄物処理基本計画（案）の答申についての御報告になります。

資料の10ページをお願いいたします。

令和7年12月の建設市民委員会でお知らせしましたとおり、令和8年1月13日に廃棄物減量等推進審議会において、令和8年度から令和17年度の可児市一般廃棄物処理基本計画案について諮問を提出しました。その後、審議会において御審議いただきまして、令和8年2月25日に答申をいただいております。

その中で、概要版、この資料の15ページになりますが、15ページの一番下の5. 基本目標の数値が、食品ロスの削減割合に特化した表現も必要という御意見をいただきましたので、案でお示しした生活系可燃ごみの中の食品ロス割合に加え、食品ロス発生量も追記しましたことを御報告させていただきます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して、質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項(4)可児市景観計画の一部改訂についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（柴山正晴君） 資料の18ページになります。

可児市景観計画の一部改定について説明いたします。

計画策定から15年が経過し、新たな条例の施行や景観行政を取り巻く状況、市民ニーズの変化に対応するために計画を改定いたします。

令和6年度に実施しました市民の意識調査では、当初の計画時に行った調査結果から大きな変化はございませんでしたが、新たな意見としまして、太陽光発電や団地の空き家に関する懸念に対して意見が寄せられました。

市は、太陽光条例や空き家条例を施行して指導、助言、支援を行っておりますが、今後景観を見守る立場として景観審議会としても継続して状況の変化を注視し、検討・審議することとし、計画に記載いたしました。

現在まで2回の景観審議会を開催し、都市計画審議会で協議していただき、3月末をめどに公表させていただきます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して、質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項(5)可児都市計画公園の変更についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（柴山正晴君） 資料の19ページです。

可児都市計画公園の変更について説明いたします。

文化スポーツ課が所管であります運動公園整備事業に伴い、区域を拡大するものです。

資料の20ページ、赤くハッチングしたエリアが拡大した区域になります。これにより、面積が11.9ヘクタールから17.1ヘクタール、約5.2ヘクタール広がります。

令和7年度、今年度より公聴会、都市計画審議会、県知事協議などを行い、3月末に告示いたします。以上です。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して、質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項(6)新たなラッピングのさつきバスについてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（柴山正晴君） 資料の21ページ、22ページを御覧ください。

既に「広報かに」でも紹介させていただいておりますが、子供たちにもさつきバスに親しんでもらえるよう、市出身のアーティストTOMASONにデザインを依頼し、快諾していただきました。

海外でも活躍してみえる方で、モンスターを描き続けており、清流の国芸術祭アート体験プログラムの講師や、横浜ベイスターズとのコラボグッズのデザインも手がけておられ、ラ

ラッピングデザインの御相談をしたところ、可児市に地域貢献したいとの強い意向で実現いたしました。

今後、新たなラッピングバスを知っていただくと同時に、TOMASONを知っていただくためにカニミライブ図書館でパネル展を開催し、資料に記載のとおり、春の各イベントでラッピングバスのお披露目を行うこととしております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して、質疑はありますか。

いいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項(7)リニア中央新幹線建設事業の進捗状況を議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（柴山正晴君） リニア中央新幹線建設事業の進捗状況について説明いたします。

資料のほうはございません。

令和8年1月末現在のJR東海からの情報提供となります。

現在、トンネルの工事は大森川付近まで掘削が進んでおります。

発生土量は、ほぐした状態で約33万立方メートル、うち要対策土が約8,300立方メートル。その要対策土ですが、工事ヤード内の遮水ピットに約290立方メートル、大森の仮置場に約2,400立方メートル保管しております。残りの約5,600立方メートルは、既に市外へ搬出されております。

現在、ヒ素などを含んだ自然由来の要対策土の発生が度々報告されており、今後もJR東海と連絡を密にしながら適正に対応するよう努めてまいります。

なお、現在、地元の皆様やそのほかの方から、事業に伴う苦情等はいただいております。説明は以上です。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して、質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項(8)市原産業スポーツフィールドのオープニングイベントについてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 市原産業スポーツフィールドのオープニングイベントについて報告いたします。

資料は23ページです。

4月4日土曜日に開催いたしますオープニング式典につきましては、建設市民委員会の皆様に案内状をお送りしたところですが、東面において式典を30分程度行った後、東面と西面それぞれで子供や親子を対象にスポーツイベントを体育連盟と協働で開催いたします。

23ページの資料ですが、東面では「SOMPO BALL GAME FESTA」を開催いたします。スペシャルゲストに、元サッカー日本代表でF C岐阜でも活躍されました柏木陽介さんを迎え、午前中はいろいろな運動遊びを親子で楽しむ遊び場、午後は子供たちが4種類の球技を元日本代表などのアスリートから教えてもらうキッズチャレンジを行います。

2月に募集開始したところ、午前の遊び場は定員に達しましたので現在受け付けておりませんが、西面で同時開催する予約不要で参加できるスポーツマルシェを案内しているところ
です。

資料は、次のページを御覧ください。

スポーツマルシェでございますが、西面では軟式野球連盟、ソフトボール協会、ホッケー協会、ゴルフ協会、サッカー協会の皆さんの御協力により、子供たちがいろいろなスポーツを体験し、興味を持ってもらえるようなイベントを開催いたします。

また、スポーツマルシェの後、午後は東面を開放し、自由に人工芝の上で遊んでもらうほか、キッチンカーなどによるにぎわいづくりを観光協会に委託する予定でございます。以上
です。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して、質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項(9)運動公園の整備に伴う桜の伐採についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 資料は、続きまして25ページを御覧ください。

運動公園の整備に伴う桜の伐採について報告いたします。

図面の赤色で囲った箇所でございますが、樹齢を重ね、倒木の危険性があることから、運動公園の整備に伴い、桜など45本の樹木を撤去するものです。桜が開花する前に周辺住民にお知らせするため、看板を5か所設置いたしました。

今年の桜を楽しんでいただいた後、5月以降に伐採する予定でございます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して、質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ほかの報告が必要な案件はありませんでしょうか。

○市民文化部長（小池祐功君） お時間いただきまして、ありがとうございます。

市民文化地域協働課からの案件でございます。

資料がございませんので、よろしくお願いたします。

既に地域からお話をお聞きしている議員の皆様や、またさきの2月18日開催の議会全員協議会において議長からも御発言がありましたが、本日報告させていただく案件は、地区センター及び連絡所に関するところでございます。

市では、現在の地区センター、連絡所の在り方については、少子高齢化、人口減少が進む

地域事情に加えて、DXの進展、職員の採用が年々厳しくなっている、そういった現状において重要な課題として捉え、見直しを進める必要性を強く認識しているところです。

今般、1月30日の地区センター連絡協議会において、今後の施策形成における前提の調査として、当事者である地区センター長に地区センターの現状や課題等についてお伺いしたところです。しかし、今回、こうした意見を聞き取ったことが一部地域に伝わってしまい、地域住民の皆様や議員の皆様に御心配をかける結果となりましたことを深くおわびいたします。

今回の経緯につきましては、所管である市民文化部地域協働課としましては、現在は聞き取り調査を始める段階にあり、この先、施策の方向性等が見えてくるなど、お話しできる段階になりましたら議会に報告する予定でございました。しかし、地区センターがほかの公共施設とは違い、地域住民にとって重要な施設であり、与える影響も大きいことを痛感いたしました。今回の議会や地域への話の下ろし方や進め方等について、不十分であったことを深く反省しております。

今後、この案件につきましては改めて課題を整理し直し、進め方、方向性について、今回の反省点を踏まえ、再検討するため、一旦取りやめとさせていただきます。

再度取りかかる際には、前もって議会に説明させていただき、地域の意見をよく聞き、進めていきたいと考えていますので、その際は御理解、御協力等よろしくお願ひします。以上です。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して、質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

発言がないようですので、この件に関して終了いたします。

以降の議事については委員のみで行いますので、執行部の皆様は御退席していただいて結構です。

暫時休憩とします。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時28分

○委員長（山田喜弘君） では、会議を開きます。

初めに、午前中にありました予算決算委員会で澤野委員からの発言について、もう少し澤野委員から説明していただけて協議していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（澤野 伸君） 委員長のお許しをいただきましたので、ここで皆さんにちょっと御提起をさせていただきたいと思ひます。

予算決算委員会の中で、ふれあいパーク・緑の丘整備事業のところで、公園整備事業者選定支援業務のところで1,900万円かけて行うということでもありますけれども、この委託の事業ということで、事業自体が何を目指してやっていくかという部分で、説明の中でちょっと私初めてお聞きをしたものですから、PPP方式、いわゆるPFIを導入してその事業をや

るということを目指すということの説明の中で伺いました。

ちょっと昼に少し見たんですけれども、Park-PFIの方式を多分内閣府のやつを取るんじゃないかなというふうに想像したんですが、その辺のところの中身もちょっとよく分からなくて、PFI方式を導入するのを目指すのであれば、まさにそれで収益事業もできますので、公園の整備事業としては全く新しい方式を取ってくるのであろうかなというふうに想像したところであります。

中身について、ちょっとやはりしっかり享受して、我々も理解した中で判断すべきではないかなと思ったものですから、そうすると事業の確認をするのは当委員会のほうが適切ではないかというふうに考えた次第であります。

もし皆さんのお許しがいただければ、ここで少しその事業内容についてお聞きをできないかというところでの提案であります。

○委員長（山田喜弘君） 今、澤野委員のほうから提案になりましたことにつきまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○副委員長（前川一平君） 私も先ほど発言したとおり、やっぱりちょっと詳しいところから分からないので、ぜひお願いできると。

○委員長（山田喜弘君） 建設市民委員会としては、澤野委員、前川委員の意見を踏まえましてさらに詳しい説明を、この事業の説明を受けたいということなので、そのように取り計らいたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後3時31分

再開 午後3時31分

○委員長（山田喜弘君） それでは、会議を再開します。

では、これについて説明を求めたいと思います。

○都市計画課長（柴山正晴君） まず、PFI、Park-PFI、どの手法を取るかというのはまだ全く白紙の状態です。ただ、民間の活力を生かして公園の再整備をしていきたいという方針ではございます。

なので、この令和8年度の業務の中で、PFIなのかDBOなのか、いろんな手法があるとは思いますが、何が一番ふれあいパーク・緑の丘にとって再整備の手法として一番いいのかというのを調査検討していくというのが、この令和8年度の業務の中身にはなりません。

収益施設があるかないかというものも、今後まだまだコンセプトも決まっておきませんのでそういったものは業者からの提案を踏まえて決まっていくことですので、まだ基本的には白紙の状態であります。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ただいまの説明に対して、質疑がある方。

○委員（澤野 伸君） そうすると、これは委託先が決定していくということですか、目指す方式を。

業務委託させますよね。その委託先がP a r k－P F I方式を取るのか、どういった方式を取るのかという決定権は、そこの委託先があるということですか。提案をさせるんですか、どういった。

○都市計画課長（柴山正晴君） 令和8年度の業務の中では、どの方式を取るのかというのは市のほうで決めます。ですので、それは業者からの提案をいただいて、何が一番可児市に合っているのかというのを決めるというところですので、業者を決めてその方式が決まるというのではなく、逆ですね。方式を決めて業者が決まっていくということになります。

○委員（澤野 伸君） そうすると、1,900万円の内訳で説明があったんですけど、その検討段階でこれだけかかるというのはどういった理由ですか。

すみません、もう一度言います。

検討の中で、説明の中にもちょっとあったんですが、1,900万円がなぜこれだけかかってくるのかという部分で、予算委員会の中でも少し説明があったんですが、もう少しちょっと詳しく教えてもらえませんか。1,900万円が検討するだけでこんなにかかるという理由がちよっとすかんと落ちてこないものですから、私の中で。

○都市計画課長（柴山正晴君） 先ほどちょっと御説明しましたけれど、まずその業務、5つの項目には分かれておるんですけど、まず1つとしては、事業内容の整理とかスケジュール整理などを行うための支援をしていただくという業務。それから、整備のコンセプトを決める業務、また市民の意向調査、あと交付金、どのような補助金がいただけるのかという調査及び申請に関する支援をいただくというところ。3つ目が、公募関連資料とか各種契約の作成に関する支援です。4つ目が、整備事業者の募集選定や審査委員会の運営に関する支援。5つ目が、整備事業契約締結に関する支援となります。

一般的には、先ほども申しましたが、この1,900万円の妥当性ということであれば、内閣府が示しております、それは2,000万円から5,000万円というのは多分整備規模によって大きく変わるとは思いますが、一番その金額の低い2,000万円を下回っておるというところで、妥当な数字ではないかというふうに判断しております。

○委員（澤野 伸君） その5項目の、これは1社の委託ということですか。

この5項目は1社が請け負ってやるということですか。

○都市計画課長（柴山正晴君） この5項目を令和8年度のこの業務の1回で行うということですか。

○委員長（山田喜弘君） ほかにありますか。

○委員（伊藤健二君） 今、5項目の話が出ました。

3番目に、契約に関わって、完成図というか、公園をどういう方向でどんなふうに整備するかという中身、この図柄というか絵柄というか、整備設計図とでもいうんでしょうか、そういうものもこの業者に提案させて、それを含めて1,900万円でやろうとすることで、要するに

完成図は、基本的な枠組みというのが出来上がってくるわけでしょうか。

○都市計画課長（柴山正晴君） この今計上しておりますこの業務におきましては、詳細の設計までは恐らく無理ですので、ここの中で業者が多分恐らく出してくるのはもうイメージみたいな感じですね。要は、概略設計のような感じのものが出来上がってきて、それを提案していただいて判断するということになります。

○委員（川上文浩君） 私は予算決算の委員じゃないのであれなんですが、ということは、まずふれあいパーク・緑の丘の21.9ヘクタール全部を対象にしていくわけですよ。全部をどういった方向で整備していこうというものが白紙の状態を業者を選定して、そこにサウンディング調査的なものを市場も全部かけて、その中で出たものの中から、市としてどういふふうに整備していこうということを決める段階までの、この整備事業の中の1,900万円をかけて委託事業になるのかなというふうにしか取れないんだけど、それでいいということ。

○都市計画課長（柴山正晴君） 今年度行いましたのがサウンディング調査というものなんです、それはこのふれあいパーク・緑の丘を整備するに当たりまして、実際市としましては民間活力を生かした整備をしたいというところで、実際に手を挙げてもらえるかどうかというのがありましたので、それで意見聴取をさせていただいたということです。

反響は結構ありましたので、それをもって、じゃあどういった手法で今度やっていきたいと思いますかという方向性を決めるというのが令和8年度の業務となります。

○委員長（山田喜弘君） 委員長のほうから。

先ほど課長から、市が方針を先に決めて調査委託するという話でしょう。PFIとかPPPとか、どれにするか決めてから委託していくという話になると、その決めるときに先に市の方針が決まっているということだよ。どの方式って、そういう理解。時系列でいうと。

○委員（川上文浩君） 決まっていんじゃないかということ言ったんだけど。

○委員長（山田喜弘君） もう一回説明してもらえますか。

○都市計画課長（柴山正晴君） コンセプトがまず決まっていないので、コンセプトを決めます。

どのような手法でやっていくかというのは、業者からの提案をいただいて、その業者が例えばPFIでやる場合はとか、Park-PFIでやる場合はというふうに出してきますので、それをもってその方針も決まっていくということになりますので、そこで市のほうでその方針を決めるということです。

○委員（酒井正司君） 何か今までの方式と全然違いますよね、これってね。

普通だったら、何かうちに骨があって、それでプロポーザルで提案いただいて、一般競争なり指名競争なり何なりのあれでやるんだけど、何か今回の場合は金を使いたい、今あるものを何か有効活用したいみたいな、ちょっと芯がないプロジェクトに思えてしょうがないんだけど、何なんですか、この基は。現在、それなりに活用されているような気がするんですけど、どうなんですか。

○都市計画課長（柴山正晴君） おっしゃるとおり、イベントとか地元の運動会等、使ってい

ただくことは結構たくさんあるんですが、どちらかというとも年間を通しますと、そういった大きく使っていただいているという状況は実際はないわけです。特に、夏場ですと、あそこは日陰もあんまりないところですので、閑散としてしまっているというところですよ。

今までは市のほうで方針を決めて、こういったもので造りたいということで決めておったんですけど、それをやりますと今までと同じような公園が出来上がってしまうというところで、可児市の魅力を発信するという意味で新たに取り組む手法でございまして、ちょっと手探りのところが当然ありますが、民間のそういった知識とか経験を生かして、ちょっと新たな考えで取り組んでいきたいというところがございまして。

○委員（川上文浩君）　ということは、この整備事業の委託先はもう決まっているんですか。

その委託する業者ですね。1,900万円の支援業務の具体的な業者は決まっているという判断。

○秘書政策課長（荻曾英勝君）　すみません、私のほうから回答させていただきます。

ちょっと付け加えて御説明をさせていただきますけれども、今年度、内閣府のアドバイザーを受けておまして、内閣府からそのコンサルの業者を派遣していただいてサウンディングをやりました。

数社から御提案をいただきまして、内容を踏まえたら、非常にこのポテンシャルというか、あそこは魅力的な公園ですよという御回答もいただきましたので、次年度、コンセプトとか、さっき酒井委員もおっしゃられましたけど、さっきプロポーザルと言いましたけど、最終的にはプロポーザルになります。

プロポーザルをやるためには、どういう内容のプロポーザルをやるのかとか、どういうコンセプトの公園を造るのかというのを決めないと、基本的にはプロポーザルができませんので、またどういう手法でやるのかというのも決めないとプロポーザルができませんので、そのところを来年度の委託で実施するというものでございまして。

ですので、通常ですと基本方針、基本設計というものを委託してつくって、その後、詳細設計、工事の発注となるんですけど、詳細設計と工事の部分はプロポーザルで決めるということですので、基本方針、いわゆるコンセプトの部分と簡単な概略設計のところをアドバイザーを受けながら決定していくというところが次年度でございまして。

実際の委託業者につきましては、正式には来年度の契約の中で決めていくという話にはなりませんけれども、現状、既にアドバイザーを受けていますので、その業者と引き続きがいいんじゃないかというところまでは考えておりますけれども、最終的には当然、来年度予算が決まってから契約作業になりますので、そこで決めていくという形になってまいります。以上でございまして。

○委員（川上文浩君）　ということは、随意契約。その業者と随意契約でやりますよということではないんですか。

○秘書政策課長（荻曾英勝君）　すみません、現状はそここのところの回答がどうかというところがありますけど、当然まだ予算もついてございまして、予算がつき次第、随契にするのか入札にするのかというのは決めていくという形になります。以上です。

○委員（澤野 伸君） すみません、内閣府のアドバイザー契約で1年間サウンディングをかけたというんですけど、ちょっとその経緯を教えてもらっていいですか。

○秘書政策課長（荻曾英勝君） 経緯ですけれども、基本的には平成8年にオープンして以来大きな改修が行われておらず、行っていただけると分かると思うんですけど、公園自体の芝がはがれてしまって非常にひどい状態で、基本的に暗渠も潰れている状態でございます。行っていただければすぐ分かると思います。

こうした中、市民アンケートなんかでも公園についてアンケートを採ると、トイファクトリーの丘が非常に人気が高い公園でございまして、民間さんからも活用はどうやという話が我々のところに届いておりました。

ただ、これも数年前から検討は始まっておったんですが、これは政策的な判断はしておったんですけども、ただ坂戸の運動公園の改修工事がずっと続いておりましたので、しばらくこのトイファクトリーの丘の改修については実際のところは待っておったというのが現実的でございます。

実際改修をするに当たって、あれだけの規模のものを改修するに当たると、当然芝の張り替えでも相当程度の費用がかかると。実際あれだけの天然芝を持っていると非常に管理費もかかるということで、これは民間の提案とか力とか、推進力なんかを活用して、できれば管理の部分を含めて何かそういういいアイデアがないかということで内閣府のアドバイザー、これは無料になりますので、手を挙げたところ採択されまして、その採択を受け、今年度は無料ですとサウンディングの段取りから全部していただいております。

その中で、民間の活力がもし利用できないということであれば、我々がまた基本方針を立てて、基本設計、詳細設計、施工、管理は管理でまた別の形という形も取りましたけれども、サウンディングの結果、ちょっとすみません、業者名とかは一切言えないんですけど、数社から非常に手応えのあるアイデアをいただきまして、実際のところ、インターも近いし非常に魅力的な場所ですよということで、我々もちょっと思わなかったような形のアイデアをいただきましたので、そういうことであればぜひそういった形で、民間活力を活用した形で進めることができないか、プロポーザルができないかということで、そのプロポーザルまで進むところですね、プロポーザルまでの間の部分を来年度委託で進めたいというものでございます。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑は。

○委員（川上文浩君） やはりそういったサウンディングの情報とかは初耳、説明を受けたかな。何かこそこそやられているみたいで、あんまり好きじゃないよね、そういうのは。明らかにインターネットのホームページで載っていると、そういった調査を進めていますよとかいうのを、それは業者は言えませんがと、何かあるんじゃないのと思うのが普通の人間でして、やっぱりそういうことがないように情報というのはある程度、やはり我々も思っているね。

よく僕も話すときに、ぎふワールド・ローズガーデンの運営協議会の委員をやっていて、とにかくいつもあそこのふれあいパーク・緑の丘と一体化して、県がもう少し予算を使って一体的に考えたかどうか、やっぱり使っていないところが多いじゃないですか、駐車場も含めて。非常にもったいないというのがあって、もうちょっといい使い方はないのかなというのは常にそういうのを思っているんで、思いは同じなので、だったらもうちょっと表でちゃんと情報を出していただきながらやっていただくと、何かこそこそ、大丈夫かおいとか、どこか何かとつながっておらんかとかいうことにならないようにだけしてもらわんといかんで、PPPはすごくいいことだと思うけど、監査をやったから言うわけじゃないですが、やっぱり裏の裏の裏までちょっと見ていかなくちゃいけないようなところもあるので、やっぱりそういった疑いをかけられるというか、ええっと思うようなことはやはり少し、もう少し丁寧にやっていただけたほうがいいのかなと。

特に、カニミライブのときにもそう思いましたけれども、やはりああいった強引な、あまりにも多額のお金を補正予算で強引に進めるというのは、今後多分あったときにはなかなか難しいことになるんじゃないかなというふうに思うところもあるので、そこは少し丁寧な進め方をされたほうがいいんじゃないかなというふうに思うので、突然降って湧いたような、こそこそと本の中に挟んでおくようなことはやめたほうがいいような私は気がするんで、ぜひお願いしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（山田喜弘君） いいですか。

建設部長、付け加えてありますか、最後に。

○建設部長（中井克裕君） いろいろありがとうございました。

御心配されるのはもちろんのことです。非常に大きな金額ということで、また内閣府のほうでもそのぐらいの金額はかかるだろうということです。

我々としても、本当に初めての挑戦になります。今までの話にもありましたけれども、本当に非常に人気のある公園で、私もちょっと維持管理とかをやったことがありましたけど、直したいけど金がないみたいな、ずうっといろいろもやもやとしておったのがありましたが、民間の力をお借りできて、そこでまた収入を得るようなことができれば本当にいいことだと思っておりますので、来年この事業をやっていく中でいいものがあつたりとか、もしかしたら駄目ということだってあるかもしれませんが、それは来年時間をかけて、議員の皆さんにも丁寧に説明をさせていただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（山田喜弘君） いいですか。

〔挙手する者なし〕

では、この件は終了させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

執行部の皆さん、退席していただいて結構です。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時52分

再開 午後3時54分

○委員長（山田喜弘君） では、会議を再開いたします。

皆様のお手元に、1月29日、1月30日、福井市・金沢市における建設市民委員会視察報告書を御覧ください。

皆様には所感をいただきまして、ありがとうございます。

委員長としては、まずこの視察報告書を書くに当たり、視察先からいただいた資料に基づいて書きましたけれども、そのうちの特に福井の上下分離方式、それからえちぜん鉄道の上下分離方式、それから北陸鉄道のみなし上下分離方式について記載をさせていただいたところでございますけれども、特にこだわって書かせていただいたのが、かかった費用について記載をさせていただきました。

福井市については、総額約139億9,500万円ほどがかかっているということと、それから北陸鉄道のほうには約225億円でしたかね、費用がかかっているということを書かせていただきました。

また、そのほかにそれに伴う事業、それから行政だけではなくて市民がどのように協力してもらったのか等を書かせていただいたところでございます。

一読していただいて、皆さんが視察へ行って付け加えることがあれば、来週中に事務局のほうへメールで御提案いただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

説明としては以上です。

何か御不明な点がありましたら。

○委員（伊藤健二君） すみません、この文章の取扱いに関わる話なんですが、皆さんからの意見をさらに聞いて、最終的にこの報告書が確定した暁に、自分の議員としての活動報告で市民に紹介したりとか、この文章のコピーを出したりとか、そういうことは許されますか。先の話ですが。

○委員長（山田喜弘君） ホームページで公開されますので、大丈夫です。十二分に御活用ください。

〔発言する者あり〕

あくまでも皆さんの所感と御意見を取りまとめたものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で本日予定の案件は全て終了いたしました。

そのほかに何かございましたらお願いをいたします。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、以上で本日予定の案件は全て終了いたしました。

それでは、これで建設市民委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後3時58分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月11日

可児市建設市民委員会委員長